

福島県工事検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農林水産部及び土木部の所管に属する請負工事（土木部長が各部長の委託を受けて実施する工事（以下「受託工事」という。）を含む。）の検査に関し必要な事項を定め、工事検査の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 契約約款

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）第226条第1項により定められた福島県工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）をいう。

(2) 公所

規則別表第1に規定する農林水産部及び土木部の公所をいう。

(3) 設計図書

契約約款第1条第1項の設計図書をいう。

(4) 監督員

規則第272条第1項に規定する監督員をいう。

(5) 契約権者

規則第2条第1項第11号に規定する契約権者をいう。

(6) 課長

農林水産部及び土木部に属する課の課長をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 竣工検査

契約約款第32条第2項の規定により、工事の完成を確認するために行う検査をいう。

(2) 一部竣工検査

契約約款第39条第1項の規定により、部分引渡しに係る工事の完成を確認するために行う検査をいう。

(3) 既済部分検査

契約約款第38条第3項の規定により、請負代金の部分払いに係る工事の出来形部分等を確認するために行う検査をいう。

(4) 契約解除検査

契約約款第50条第1項の規定により、工事の完成前に契約が解除となった出来形部分を確認するために行う検査をいう。

(5) 中間検査

契約約款第32条の2第1項の規定により、工事の品質を確保するために行う検査をいう。

(検査員の指定)

第4条 検査を実施する者（以下「検査員」という。）は、専門検査員及び依命検査員とする。

2 専門検査員は、出納局長が出納局工事検査課の工事検査担当職員のうちから指定する。

3 出納局長が特に必要と認めるときは、依命検査員に検査を行わせることができる。

4 依命検査員は、出納局長の依頼に基づき、公所長が当該所属職員のうちから指名する者をあてる。

(兼務の禁止)

第5条 監督員は、自らが監督する工事の検査を実施することはできない。

(検査の請求)

第6条 公所長は、第3条に規定する検査の必要が生じたときは、別紙第1号様式に工事検査箇所表（第2号様式）を添付して、出納局長に検査の請求を行わなければならない。

(検査の通知)

第7条 出納局長は、前条の規定により検査請求があったときは、検査員及び検査実施日を指定し、検査を行わせるものとし、その旨を工事検査箇所表に記載して別紙第3号様式又は別紙第4号様式により、当該公所長に通知するものとする。

2 公所長は、前項の通知があったときは、工事検査立会通知書（第5号様式）により、工事受注者に対し当該検査の立会いを求める旨の通知をしなければならない。

(検査の変更)

第7条の2 公所長は、工事検査箇所表により検査実施通知を受けた後、天災等やむを得ない事情により検査の実施が不可能と判断した場合には、工事検査課長と調整の上、原則として工事検査変更願（第8号様式）を提出するものとする。

2 出納局長は、他の工事検査との調整等により検査員又は検査日の変更が必要と判断した場合は、公所長と調整の上、別紙第3号様式又は別紙第4号様式により通知するものとする。

(検査の実施)

第8条 検査は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書と対比してその適否を判断する。なお、中間検査の実施については、別に定めるものとする。

- 2 検査員は、検査を行うときは、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 工事の出来形
 - (2) 工事の品質
 - (3) 工事の出来ばえ
- 3 監督員は検査に際し、あらかじめ次に掲げる資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。
 - (1) 出来形図
 - (2) 施工管理の結果資料
 - ア 出来形管理
 - イ 品質管理
 - ウ 工事写真
 - (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果
 - (4) 上記以外の使用材料に関する資料
 - (5) 設計図書で指示した施工立会の記録
 - (6) 社内検査結果資料
 - (7) その他検査員の指示するもの

(検査の立会い)

第9条 検査員は、監督員及び受注者の立会い（Web会議システム等による遠隔地からの立会を含む）の上、前条に掲げる検査を実施するものとする。

(検査結果の通知)

第10条 検査員は、検査を終了したときは、遅滞なく工事等検査調書（規則第273条第3項に規定する様式）又は中間検査調書（中間検査実施要領で規定する様式）により、検査の結果を監督員を経由して契約権者に通知しなければならない。

(検査で不適合の場合の処理)

第11条 検査員は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書等に適合しない工事と判断した場合（以下これらを「不適合工事」という。）は、不適合箇所調書（不適合工事の処理要領で規定する様式）により契約権者に通知しなければならない。

- 2 契約権者は、不適合箇所調書に記載された内容について処理し、再度検査請求し、検査を受けなければならぬ。
- 3 不適合工事の処理に関する必要な事項は、不適合工事の処理要領に定めるものとする。

(検査結果の復命)

第12条 検査員は、検査を終了したときは、次に掲げる書類等を添付して出納局長に速やかに提出しなければならない。

- (1) 工事等検査調書の写し

- (2) 工事検査記録
- (3) その他関係資料

(工事成績の評定)

第13条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める「請負工事成績評定要綱」に基づき、当該工事の成績を評定しなければならない。

(受託工事の検査)

第14条 受託工事の検査に関しては、第6条中「出納局長に」とあるのは「契約権者を代理して出納局長に」とする。

(緊急処置)

第15条 出納局長は、指定された検査員が事故等により急遽検査ができなくなったときは、公所長と協議し、検査員又は検査日を変更するものとする。

(読替規定)

第16条 農林水産部又は土木部の本庁機関において契約を締結し、公所長に工事監督の委任を行っていない場合の検査の実施に関しては、第4条、第6条、第7条第1項及び第7条の2第1項中「公所長」又は「当該公所長」とあるのは、農林水産部の所管に属する請負工事にあつては「農林水産部長」とし、土木部の所管に属する請負工事にあつては「土木部長」とする。また、第7条第2項、第7条の2第2項及び第15条中「公所長」とあるのは、「課長」とする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、検査実施に関し必要な事項は、出納局長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 農林水産土木工事検査要綱（平成15年4月1日付）

(2) 土木・建築（設備）工事検査実施要綱（平成15年4月1日付）

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。